

横手市共通商品券



取扱マニュアル（加盟店用）



横手市共通商品券実行委員会

- 横手商工会議所（横手市大町 7-18） TEL0182-32-1170
- よこて市商工会（横手市十文字町字海道下 18-3） TEL0182-42-0406

## はじめに

この度は、横手市共通商品券「横手にぎわい商品券」加盟店にご登録いただきありがとうございます。本商品券は、横手市内での消費・経済活動の好循環を促進することで、地域経済の発展に寄与することを目的として発行しています。

横手市の給付金等の一部も、横手市共通商品券を活用して支給されており、よりいっそう購買客の市外流出に歯止めをかけることができます。

本冊子は、加盟店の皆様への事務手続きや商品販売・サービスの提供、また換金の際の留意事項等について理解を深め、円滑に運営ができるように作成いたしました。

加盟店の皆様には、この冊子をお読みいただき、販売やサービスに携わることご家族・従業員の方々に以下の事項についてご周知くださいますようお願い申し上げます。

## 1. 加盟店で最初に行っていたいただくこと

①ポスターを店頭やレジ付近等のお客様の目につきやすい場所に掲示をお願いいたします。

※複数枚ご入り用の際は、実行委員会までお申し出ください。

②販売やサービスに携わることご家族・従業員の方々に本商品券の取扱い内容に関する説明をよろしくをお願いいたします。

## 2. 商品券を使用するお客様への対応

①商品券は、額面1,000円券を1,000円で販売いたします。

販売窓口は、横手商工会議所・よこて市商工会（十文字、増田、平鹿、雄物川、大森、山内、大雄）の計8か所です。

②商品券は、「全店共通券」と「中小店専用券」の2種類です。

・全店共通券・・・すべての加盟店で使用できます。

・中小店専用券・・・中小店（店舗面積1,000㎡以下）でのみ使用できます。

大型店（店舗面積1,000㎡超）では使用できません。

③偽造防止のため商品券には銀色の箔押しをしています。カラーコピーなどをすると黒色に色が変わります。

偽造商品券の換金はできませんので、受け取りの際には真贋の見極めにご留意くださいますようお願いいたします。

※偽造商品券を発見の際は、当実行委員会まで速やかにご報告をお願いいたします。

- ④商品券が使用できない商品（換金性の高い商品（ビール券、ギフト券、プリペイドカードなど）、その他各店指定の商品など）やサービスについては、お客様がわかるように店内に掲示をお願いします。
- ⑤この商品券でのお買い物について、使用限度額はございません。なお、おつりは出さず、購入金額の不足分についてはお客様から現金等でいただいておりますようお願いいたします。
- ⑥商品券の有効期間（お客様がお使いいただける期間）は、発行日より6ヶ月間です。有効期限は商品券おもて面に記載しています。

### 3. 商品と引き換えた商品券（使用済み商品券）の換金について

- ①商品と引き換えた商品券（使用済み商品券）は、裏面の取扱加盟店欄に事業所名を記載【手書きまたはゴム印】したうえで、換金手続きを行ってくださいますようお願いいたします。  
※事業所名の記載がない場合は、換金手続きに応じられませんので、必ず明記していただきますようお願いいたします。

- ②換金手続きは、貴店所属の商工団体（横手商工会議所、よこて市商工会）でお取り扱いいたします。

※換金手続きの時間は、平日の午前9時～午後5時です。

- ③換金振込先指定口座の登録は、『換金振込先指定口座登録届（様式第五号）』にて承ります。必要事項をご記入のうえ、初回の換金手続きの際に所属の商工団体（横手商工会議所、よこて市商工会）へご提出をお願いいたします。

- ④換金手続きの際には、以下のものが必要となります。


- 使用済み商品券（うら面に事業所名を記載し、枚数を確認）
- 事業所名のゴム印（ない場合は不要）
- 持参者の認め印

※使用済み商品券は、接着剤やホッチキス等で綴り合せず、1枚ずつ離れた状態でお持ち込みください。銀行印や預金通帳は必要ございません。

- ⑤換金手続きの際に、使用済み商品券を持参者確認のもと、札勘機で計数いたします。計数した枚数を相確認したのち、『換金請求書』にご記入いただきます。

【 『横手にぎわい商品券』の見本 】


全店共通券（あお色）



横手にぎわい商品券 No.000000  
¥1,000.  
Yokote Nigiwai GIFT CARD  
全店共通券 全ての加盟店で使用できます。  
有効期限 / 29.4.30 まで  
発行 / 横手市共通商品券実行委員会

正規品はぎん色です。  
カラーコピーでくろ色に変色します。

全店共通券（ピンク色）



横手にぎわい商品券 No.000000  
¥1,000.  
Yokote Nigiwai GIFT CARD  
中小店専用券 大規模店では使用できません。  
有効期限 / 29.5.9 まで  
発行 / 横手市共通商品券実行委員会

コピーで“複写”の文字が浮き出します。

有効期限に注意してください。  
すべて同じ期日とは限りません。

切り取らないでください。

ゴム印や手書きで加盟店名を記入

商品券（うら面）

横手にぎわい商品券のご使用にあたって

- 登録された加盟店のみでご使用できます。
- 大規模店舗内のテナントによっては、商品券が使用できない場合や、取扱対象外の商品やサービスがありますので、ご使用前にご確認ください。
- つり銭のお支払いはいたしません。
- 本券の交換・譲渡・売買は禁じられております。
- 盗難、紛失又は滅失等に対して、発行者はその責を負いません。
- 発行者印、発行番号のないもの、有効期限が過ぎたものは無効です。

発行者  
横手市共通商品券実行委員会  
〒013-0021 横手市大町7-18  
横手商工会議所 0182-32-1170  
〒019-0529 横手市十文字町字海邊下18-3  
よこて市商工会 0182-42-0406

取扱加盟店名

【 『換金請求書』（2枚複写）の見本 】

(様式第三号) 横手市共通商品券 No. \_\_\_\_\_

**換金請求書**

年 月 日

横手市共通商品券実行委員会 様へ

下記の通り、ご請求いたします。

使用済み商品券	枚	①
換金額 【①×@1,000】	,000円	②
換金手数料(税込) 【②×_____%】	円	③
請求金額 【②-③】	円	

取扱加盟店

持参者印

換金対価者印

※無効として、換金額の請求は以下サイズでの取り扱いいたします。  
 ・1日～10日まで換金手続きをした方 ⇒ 当月20日に送金  
 ・11日～20日まで換金手続きをした方 ⇒ 毎月30日に送金  
 ・21日～末日まで換金手続きをした方 ⇒ 毎月10日に送金  
 (ただし、送金日が休日のときは、翌営業日に送金いたします。)

持参者のハンコをご持参ください。

加盟店のゴム印をご持参ください。  
※ゴム印が無い場合は、手書きでも可。

⑥換金は、商品券1枚1,000円につき、加盟店に応じた一定割合の換金手数料（下記参照）を差し引き指定口座へお振込みいたします。

【換金手数料率】	中小店 (店舗面積 1,000 m <sup>2</sup> 以下)	大型店 (店舗面積 1,000 m <sup>2</sup> 超)
横手商工会議所または よこて市商工会の <b>会員</b>	1%	3%
横手商工会議所または よこて市商工会の <b>非会員</b>	3%	6%

⑦換金額の振込手数料は、実行委員会が負担いたします。

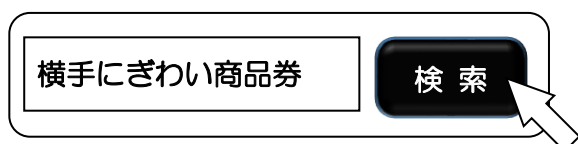
⑧原則として、換金額のお振込みは下記サイクルでお取り扱いいたします。

- 1日～15日まで換金手続きをした方 ⇒ 当月末日に送金
- 16日～末日まで換金手続きをした方 ⇒ 翌月15日に送金

※ただし、送金日が休日のときは、前営業日に送金いたします。

☆加盟店を脱退する場合は、登録加盟店脱退申出書（様式第四号）を、登録を行った商工団体（横手商工会議所、よこて市商工会）にご提出をお願いいたします。また、掲示しているポスター等の取り外しをお願いいたします。

☆取扱加盟店が不正な行為を行ない、本事業の信用を失墜した場合は加盟店の登録資格を取り消すことがございますのでご了承をお願いいたします。



※加盟店向けページあります。

加盟店の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。